

☆☆☆ 主な記事 ☆☆☆

政務調査費住民訴訟判決 (p1)

特集 政務調査費

政務調査（活動）費とは (p2)

政務調査費に関する私たちの今までの活動 (p3)

市民はいつも監視している (p4)

政務活動費の不正使用について (会員投稿)(p5)

市民オンブズマンわかやまの会員を増やそう！

入会の呼びかけ (p6)

設立趣意書・会則 (p7)

今後の予定・入会申込書 (p8)

06年度政務調査費住民訴訟判決

双方が控訴

判決では、一部の支出を違法と認定。県知事に、県議13人に合計1473万円の返還請求するよう命じました。しかし、双方が控訴、引続き大阪高裁で争われることになりました。

県知事
筋違いのコメント

プール金を計上している中で、政務調査費を宛てる必要性はありません。

11年に提訴した和歌山県議・政務調査費違法支出金返還請求住民訴訟について、和歌山地方裁判所は、10月24日、県議13人の合計約1473万円の支出について違法を認め、同議員らに返還するように県知事に命ずる判決を下しました。

この裁判は、06年度の政務調査費に関して、11年8月、県知事に対して、当時の県議13名に合計3773万円の支払いを命じること求め提訴した事件です。事務所費、事務費、人件費といった前回の裁判同様の追及のほか、新たに調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費という費目について違法性を追及し、その中でも議員連盟会費を研修費として支出していることの違法性を詳細に主張しました。これに対して、議員は、議員連盟会費について違法支出であることを争い、それ以外の費目については保管期限が切れたとして領収証

や会計帳簿を開示せず、原告の立証ができていないと反論しました。判決では、領収証や会計帳簿を開示しない点については、すでに保管期限が切れており、政務調査費の具体的な主張・立証ができないからといって違法な支出が推認されたとはいえないとした一方、前回裁判時に提出された資料からの推認を行い、一部について違法な支出と認めました。しかし、保管期限が経過したという10年5月1日には先行訴訟が行われていたのですから、保管し、説明責任を果たすべきといえます。また、議連の目的が県政に関わるものであったとしても、議員連盟が多額の

県知事は、この判決について、「非常にけつたいな訴訟。県議の一部の人を狙い撃ちにしている」と述べているそうですが、筋違いのコメントです。不公平だと考えるのであれば、知事は、その権限で他の議員も調査して、違法があれば、返還を求めれば足りるのです。この判決に対しては、双方が控訴しました。県知事は、「県議と相談した結果、承服しがたいところがある」ということですが、県知事として、どう考えているのでしょうか？オンブズマンとしても、認められなかった点について、大阪高裁に判断を求めていきたいと思えます。

政務調査費（活動費）

政務調査費は、本来、議員に地域住民の役に立つ視察や情報収集のために必要なお金を補助するもの。ところが実際は第2の給料とも批判され、不適切な使用も多く見られる。支給されるようになった経緯は？

47年の地方自治法制定当時は多くの地方自治体で、議員に対していかなる手当を支給しても違法ではないと解釈され、調査研究費などの名目で議員個人に支給されていた。56年「地方行政の運営を合理化する」などとして地方自治法が改正され、個人に対しては報酬など以外に自由に金を支給できなくなつた。地方議会関係者は会派に支給するなら良いと解釈し、「会派活動には、議会を活性化し住民意思を反映させる点で公益性がある」などとして、多くの自治体で調査研究費、調査交付金等の名称で補助金が支給されるようになった。

政務調査費が創設

透明性が確保されるはずだったが、

99年地方分権一括法が成立、00年に地方自治法が改正された。その時に、県議長会などから要望があり、政務調査費制度が創設された。政務調査費に関する規定（第100条）の骨子は以下の通り。▼議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派また

は議員に対し、政務調査費を交付することができる▼調査の交付の対象、額および交付の方法は条例で定めなければならぬ▼交付を受けた会派または議員は、収入、支出の報告書を議長に提出するものとする。施行に際し出された旧自治省の通知では、「情報公開を促進し、その用途の透明性を確保することも重要」に額に関して、第三者機関の意見をあらかじめ聞くなど、住民の批判を招くことがないよう配慮すること」となっている。

同法では、議長への収支報告書の提出を義務付けていたが、その内容や領収書の添付などについて具体的な規定はなく、透明性の確保は地方自治体に委ねられた。その結果、同法施行後に領収書添付を義務付けたのは二府県のみ。また、使途基準も極めて曖昧なものが多く、地方自治体の情報公開はまったく消極的であった。

住民監査請求で

次々と明らかにされた政務調査費の不適切使用

近年、市民オンブズマンなどの情報公開制度を活用した住民監査請求で、不適切な政務調査費の使用が全国各地で次々と明らかになった。市民からの批判が高まるにつれ、領

収書などの支出を裏付ける証拠書類の添付義務付けが進み、現在では都道府県レベルでは全てで（岡山県は来年から？）、1円以上の領収書が添付、公開されている。使途基準の具体的な例示や詳細なマニュアルも、少しずつ増えてきてはいるが、まだまだ、一部にとどまっている。

政務調査費から政務活動費に改称

12年8月、政務調査費の支出について「調査研究に資するため」と定めていた地方自治法100条14項が「調査研究その他の活動に資するため」と改められた。同時に名称も「政務活動費」となった。この名称の変更と「その他の活動」が加えら

れた意図ははっきりしないが、支出対象に「その他の活動」が加わったことで、支出項目が増えることだけは確かである。案の定、全国

政務調査費に関する

市民オンブズマンわかやまの

今までの主な活動

※(2023)などは、詳細が記されたオンブズマン・ニュースの号数です

【01年】

00年度予算で、県政務調査研究費が3948万円(30%)も大幅に引き上げられた。この大幅増額を認めた知事へ公開質問状を提出。(N023) 回答は「近隣府県の水準を勘案して引き上げた」と。納得できず各会派に対して公開質問状を送付。その回答から県政務調査研究費の大幅アップ

オンブズマンの調査によれば、13年政務活動費の執行率は、12年政務調査費に比べ46%の地方自治体で1%以上上昇していた。

の真の理由は、「議員連盟への補助金カットの見返り」と判明。(N024)

和歌山市議会の市政調査研究費の過去5年分の「実績報告書」を公開請求し、分析。その結果、不自然で異常な支出が多くみられ、公開質問状を提出した。裁判で「視察に名を借りた物見遊山」とされた市議らの「ねぶた見物旅行」の旅費がこの市政調査研究費か



ら支出されていたことから公開請求、分析を行ったもの。(N024)

03～05年政調費 公開質問と 住民監査請求

【07年】

2月21日、県議に「政務調査費で支出される『事務所費』『事務費』『人件費』に関する公開質問」を送付、その使途や領収書、会計帳簿の写しの提供を求めた。この公開質問は、政務調査費の支出報告には、前記「事務所費」など3項目に関する領収書の写しの提出義務がなく、不当な支出の疑いがあり、03年か

ら05年の3年間を対象に「事務所の設置場所」などを質問した。46人中わずか9人からのみ回答があった。(N060)

5月18日、県議会の政務調査費に関し、03～05年に事務所、事務費、人件費の支出があった議員に対して、支出計約1億8千万円を知事に返還させるよう求める住民監査請求を行う。(N062)

不当支出の返還を 求めぬ仁坂知事 住民訴訟を提起

8月16日、仁坂知事に「政務調査費から支出された事務所費、事務費、人件費は違法支出であるから、議員に計約1億5千万円を返還請求するよう」求める住民訴訟を提起。

先の住民監査請求の結果は、05年度は却下、それ以外は監査もせず門前払い(棄却)で、この結果を不服として住民訴訟に踏み切ったもの。

私たちの追及で県議、4名の現職、1名の元職が政務調査費の収支報告書を減額修正。それに伴い3名が約144万円を返却した。(N063)

ヘルメットも 政調費で購入!

【09年】

県議政務調査費返還請求住民訴訟で政務調査費の支出の裏付けとして提出された領収書から、たくさんの「私物」が購入されていたことが判明。ヘルメット、ホース、歯磨き、育毛剤、除草剤、トイ

レ消臭剤、アリの巣コロリなど。(No74、No75)

06年政調費も監査請求、住民訴訟へ

【11年】

7月15日、知事に、県議32名の06年度の政務調査費（計約9千万円）の返還請求するよう住民監査請求書を出。(No86)

8月19日、06年度の政務調査費について、当時の議員13名に対し各議員288万円の返還請求をするように仁坂知事に求める住民訴訟を提起。(No87)

【12年】

1月31日、県議政務調査費返還請求住民訴訟（07年8月提訴）の裁判が結審。(No90)

11年度の政務調査費の領収書添付条件は、

和歌山県は全国の最下位。領収書の添付条件を一定の金額以上としているのは全国で5県のみで、5万円以上としている和歌山県は全国で最悪。政務調査費1億3千万円のうち領収書が添付されていたのは、たった154万

円分と2.8%にすぎない。これでは透明度は悪すぎである。(No92 編集部座談会)

11月2日、県議会議長に、政務調査費の厳格な使途基準および使途の透明化を求めて申入れ。8月に地方自治法が改正され、交付目的に「その他の活動」が追加された。これを受け、県議会が法改正に安易に便乗し、政務活動費を政務調査外に拡大しないよう、また、1円からの支出領収書および会計帳簿の提出を定めるよう申入

【13年】

1月29日の県議政務調査費返還請求住民訴訟・判決で、県議39人の支出計7797万円を返還請求するように仁坂知事に命じた。しかし、知事は、この判決を不服とし控訴。判決では、事務所費について、他の目的との併用

状況に応じて按分割合を認定し、その按分割合を超える部分の支出を違法と認定した。(No96)

【14年】

畑中正好事務局長が全国大会で報告

9月8日、当会の畑中正好事務局長が、第20回全国オンブズマン大会で和歌山県の政務

調査費訴訟判決を報告。(No100)

1月30日、政務調査費返還請求控訴審判決（大阪高裁）。39議員の合計732万円を違法と認定、県議らに返還請求するよう仁坂知事に再び命じる内容。県は上告せず大阪高裁判決が確定。(No103)

市民の目も野放図を見つめる

議員は意識させることが大切

かつて、「政調費は何に使ってもバレない」と、私物の購入などの野放図な支出がまかり通っていた。首長、議長、監査委員らは、政務調査費の支出をチェックしてこなかったし、今もする気などない。最近、露骨な不適切支出は影を潜めるようになった。議員が市民の監視を意識するようになったからである。でも、すべてが適正な支出とは考え難いし、監視が緩めば再び野放図支出が復活するであろう。ところで、市民による監視といっても大きな人手、時間、費用がかかり、容易ではな

公開、透明化を謳うなら、市民（市民オンブズマン）がもつとチェックし易いように、会計帳簿の提出義務付け、活動報告書と視察報告書の作成義務付けと公開、具体的使途や会計帳簿の議会ホームページへの掲載、CD-ROMでの領収書類の提供などを実施すべきであろう。

政務活動費の不正使用について

～返金したからと言って済むものではない～

最高裁で

画期的な判決

～用途の透明性の

確保が優先～

10月30日の新聞に、最高裁の判決として「政務活動費」について次の様な記事が掲載されていました。

「調査研究活動の自由の保護より、用途の透明性が優先される。調査活動の自由をある程度犠牲にしても、政務活動費の用途の透明性の確保が優先される」と。

私はこの判決を見て、まさにその通りで

あると思いました。一般の県民が払った税金が、県民の為にどの様に使われているかは全て公開されるべきであります。

号泣議員のおかげ？

政務活動費に
関心高まる

数ヶ月前に「政務活動費」の使い方についてテレビで記者会見をしている兵庫県議会議員の野々村さんが映っていました。その号泣しながらの記者会見を

見て思わず呆れてしまった方が多いと思います。

なぜ、このような人を議員に選んだのか？有権者側にも責任があるのではないのでしょうか？そうしているうちに後から後から不正使用をした議員が、次から次へと出てきました。そして今でも国会議員の人達までもが、お金の問題でマスコミを賑わせています。只々呆れるばかりです。

ちが関心を持ったのもまた事実であると思います。

そして、この記者会見の様子が海外でも放映されたようで、大変恥ずかしい限りであります。良いことで有名になるのであればいいのですが、この様な姿が海外で映し出されるとは日本の恥であると思います。

たのか良くわかりません。

調査費であれば議員活動についての調査とかわれませんが、活動費となればその使用範囲が拡大解釈されるのではないのでしょうか？

私たちの支払った税金が県民にとって有効に使われなくては税金泥棒です。返金したからと言って済むものではないありません。泥棒が、盗んだ物を、見つかって返したからといって済むものではないか？



今後とも常に
チェックが必要

その時に思ったのですが、いつの間にも「政務調査費」から「政務活動費」になったのでしようか？又、変更された理由はなんだっ

今後とも私たちの税金が正しく使われているかを常にチェックしなければなりません。

会員の皆さんにお願い

皆さんの周りの方に、当会への入会を呼びかけてください

私たちは、これまでに情報公開制度や申立て、訴訟などを駆使し、県や市の不適切な予算の執行を追求してきました。その結果、官官接待、談合、政務調査費の不適正使用など多くの不正を是正させてきました。

これらの成果は、会員の方々の、情報公開された膨大な資料を分析するなど、地道で献身的な努力があつてはじめてなしえたものです。

和歌山県や今住んでいる地域がより住みよい町になるには、今一層の活動強化、すなわち会員を増やす必要があります。

皆さんの周りの人々に、私たちの活動に加わるよう呼びかけてください。

入会呼びかけを含む今号のダイジェスト版も送付させていただきますましたので、ご活用ください。

市民オンブズマンわかやまへの入会の呼びかけ

地方公共団体などの不正や不当な行為を監視し これを是正するために、共に行動しませんか！

政府や地方公共団体は私たち市民の税金を使っていろいろな事業や施策を実施しています。私たちには自分が払った税金の使われ方について「知る権利」があります。このことは、憲法でも保障されています。しかし、国や県、市などはお金がいかに使われたかを明らかにすること、いつも後向きです。不正のお目付け役である議会や監査委員、警察は適正に機能しているとは言えません。少し前までは税金を使つての役人同士の接待やカラ出張が当たり前のように横行していました。最近では議員に支給される政務活動費のデータラメな使われ方が新聞をにぎあわせています。でも、情報公開が進むにつれ、不適切な予算の使い方をすれば市民の批判にさらされることから、貴重な税金が無駄に使われることが少なくなりつつあります。でも、まだまだ情報公開は十分でなく、多くの無駄遣いが隠されているのが現状です。



今、私たち「市民オンブズマンわかやま」にはいろんな方が加わっています。いろいろな専門知識を持った方もいます。そうでない自分ができる範囲で頑張っています。でも、情報公開制度を十分に活用し分析するにはもっと多くの力が必要です。人手が足りませ

ん。和歌山県や今住んでいる地域が住みよい町になるよういっしょに活動しませんか！
商売などの都合で名前が公表されると困る方もいます。もちろん会員の名前が本人の了解なしに公表されることは絶対ありません。
入会を希望される方は、次頁の設立趣意書と会則をご覧の上、事務局までご連絡ください。
Eメールでも結構です。氏名、年齢、住所（〒も）、電話番号、勤務先か職業、その他希望事項、会費口数、（あればメールアドレスも）を必ずご記入ください。

=== 「市民オンブズマンわかやま」 設立趣意書 ===

1995年4月以降全国規模で展開された市民オンブズマンやそれを支持する団体・個人などの活動により、巨額の官官接待やカラ出張、裏金づくり等の不正・不当な行政の実態が全国的に次々と明らかになりました。

和歌山においても、有志が集い、「わかやま市民オンブズマン準備会」を組織し、「全国市民オンブズマン連絡会議」と緊密な連絡をとりつつ、和歌山県庁内部における不正・不当な行為の監視と是正を目的とした幅広い活動を展開してきました。情報公開請求、住民監査請求、それに引き続く住民訴訟や情報公開請求訴訟を既に提起し、その結果、食糧費が大幅に削減されるとともに、住民訴訟では職員側が和解を申し入れるなど和歌山においても不正行為の一端が明らかになるようとしています。また、このような「わかやま市民オンブズマン準備会」の活動に対して、共感し、支持を表明する市民の声は日増しに多くなってきています。

今、まさに「市民オンブズマンわかやま」を正式に発足させる機が熟しました。より広い住民の支持基盤を整え、全国各地の市民オンブズマンと緊密なネットワークをつくりながら、いっそう活発で効果的な活動を行う好機なのです。

本会は「地方公共団体等の不正、不当な行為の監視と是正」を目的とする市民団体ですが、根本的には憲法の基本原則である国民主権を地方自治のレベルで主権者の立場からいっそう実現しようとするものです。民主主義国家においては、国民が主権者です。主権者である国民には「知る権利」があり、すべての情報が公開されなければなりません。オンブズマンのめざましい活動も、今や全国すべての都道府県で制度化された情報公開制度抜きには考えられず、情報公開の重要性があらためて認識されたのです。

そのために、本会は、情報公開請求を駆使した調査や各種申し立て、さらに訴訟提起を行うのみならず、情報公開制度をいっそう改善する取り組みや国民の知る権利を保障する適切な情報公開法制定に向けての活動など幅広い活動を行い、市民が地域の行政を自分たちのものとして理解し、税金の使途の適正さについても納税者として関心をもって監視し、地域の行政に積極的に参加してゆくことができる基盤を準備してゆきたいと望んでいます。

最後に、市民こそが行政の担い手であるという理念に基づき、市民の一人一人がオンブズマンであることを訴えたいと思います。多くの市民の賛同を期待いたします。

=== 市民オンブズマンわかやま会則 ===

【名称】

第1条 この会は、市民オンブズマンわかやまと称します。

【事務局】

第2条 この会の事務局は、和歌山市内に置きます。

【目的】

第3条 この会は、地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、これを是正することを目的とします。

【活動】

第4条 この会は前条の目的を達成するために次の活動をおこないます。

- (1) 調査、各種申立、訴訟などの活動
- (2) 地方公共団体等の情報公開を求める活動
- (3) 機関紙の発行
- (4) その他目的を達成するために必要な活動

【会員】

第5条 会の目的に賛同し、会費を納める市民は誰でも会員になることができます。

2 会員は、この会を特定の政治目的に利用してはなりません。

【機関】

第6条 この会に次の機関を置きます

- (1) 総会
総会は年1回代表者が召集します。必要に応じて臨時総会を開催することができます。
総会は、会の重要事項を決定し、役員を選出します。
- (2) 役員会
役員会は、代表が随時招集します。役員会は、総会の決定に基づき会の運営にあたります。

【役員】

第7条 この会に次の役員を置きます。

- (1) 代 表 若干名
- (2) 幹 事 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計監査 1名

2 役員の任期は、定期総会から次期定期総会までとします。

【財政】

第8条 この会の財政は、会費及び寄付金をもってまかないます。

2 会費の金額は、年会費1口2500円とします。

◎ 入会申込書は最終頁に

当面の予定

- 11月10日 PM4:00～
ニュース発送作業日
- 11月26日 PM6:00～
第4回会員会議
- 12月22日 PM4:00～
編集会議
- 1月10日 PM4:00～
ニュース発送作業日
- 1月26日 PM6:00～
第5回会員会議

次回会員会議のご案内

- 日時 11月26日午後6時～
場所 和歌山合同法律事務所・会議室
こぞってご参加ください



市民オンブズマンわかやま 入会申込書

会則を認め入会を申し込みます

年 月 日

氏名		年齢		性別	男・女
住所	〒	□数		□	
		電話			
職業 または お勤め先		お勤め先 電話			
備考					

入会は、上記申込書にご記入の上

- ◎ 郵送 (〒 640-8158 和歌山市十二番丁 10 番地 和歌山合同法律事務所内 市民オンブズマンわかやま)
◎ FAX (073-433-2767) ◎ EMail (wa_obz@naxnet.or.jp) して下さい。

振込先：きのくに信用金庫本店 (普) No. 0419585 市民オンブズマンわかやま 事務局長 畑中正好